

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・11月の診療予定

総合診療科	午前 月から金曜日（午前11時までの受付）
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 月から金曜日 （初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ） 午後 月、木、金曜日 （初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ）
消化器内科	午前 8日（金）、22日（金）（午前11時までの受付） 午後 8日（金）、14日（木）、22日（金）
呼吸器内科	午前 金曜日（午前11時までの受付） 午後 木曜日
神経内科	午前 8日（金）、22日（金）
総合診療（外科）	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 15日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日（初診は完全予約制） 午後 月、火、水曜日（完全予約制）
産婦人科	午前 11日（月）、12日（火）、19日（火）（午前11時までの受付） 午後 11日（月）、18日（月）
耳鼻咽喉科	午前 5日（火）、6日（水）、13日（水）、14日（木）、19日（火）、20日（水）、27日（水）、28日（木）（午前11時までの受付） 午後 13日（水）、27日（水）
眼科	午前 7日（水）、28日（木）（予約以外の初診受付午前11時まで） 午後 6日（水）、13日（水）、27日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分（初診の方は、9時00分～）

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

富居先生から「肩について その1」

皆さんこんにちは。整形外科の富居です。

今回は肩関節の痛みの原因となる疾患の中でも、頻度の多い腱板断裂と新しい人工肩関節置換術についてご説明します。

人体にはいくつもの関節がありますが、中でも肩関節は可動範囲が広く、スポーツや日常生活のさまざまな場面で使用するため、関節を痛めてしまうことも珍しくありません。

腱板断裂（けんぱんだんれつ）

腱板とは、肩甲骨と腕の骨をつないでいる腱をいい、この腱が切れたのが腱板断裂です（図1）。

年を重ねると腱板は柔軟性を失い、徐々に擦り切れていきます。こうして腱板が弱くなった状態で、転倒などの外傷が加わると切れてしまいます。ただ、まったく外傷の覚えがなく腱が切れることもあります。

一度断裂してしまった腱板は自然治癒することなく、時間とともに肩の機能は低下します。50～60代以降の方に多くみられ、特に仕事やスポーツなどで肩関節を酷使してきた方は要注意です。腕が上げにくいなどの症状は五十肩とも似ていますので、**疼痛が長期間継続している、腕は上がっても力が入りにくい、両肩が痛い場合は精査をお勧めしています。**

▼図1

肩腱板断裂のイメージ



次月号へつづく

★★★ 看護職員等募集のお知らせ ★★★

各種手当・有給休暇・院内保育所もあります。

勤務時間（例：1日4時間で週3日など）も相談可能です。

正職員：看護師、パート職員：看護師、准看護師および看護助手

＼ お気軽にご連絡ください♪ ／

問い合わせ先 総看護師長 若林



法テラス

●お問い合わせ

TEL 050・3383・5563

法テラス江差法律事務所

（第171号）

物の見方・考え方

令和6年2月号で法律相談の一般的なことを書きましたので、今回は少し具体的に、私がどのような視点で法律相談に臨んでいるかという点を書きます。

法律相談では、相談者の方が悩みごとをお話していただくことから始まります。もっとも、法律相談の予約を受け付けるときに事務職員が相談の概要を聴取していますので、私は法律相談のときに相談者の方がどのようなお話をされるのかをある程度想定することはできています。それでも、相談者の方が私に対して直接お話しただいた方が正しく伝わりますので、相談者の方にお話しただきます。

相談者の方がお話するとき、多くの場合、時系列に従ってストーリー形式でお話していただくことが多いところです。このお話をお伺いしているとき、私が一番関心を持っている点は、「何がしたいのか。」という生の声（法律相談に求められた目的）です。たとえば、「Aさんにお金を払ってもらいたい。」という生の声があれば、私が二番目に

に関心を持つ点は、Aさんに対する請求に法律上の根拠があるかどうか、これがあるとすれば、その請求が成り立つために必要な証拠があるかどうかという点です。そしてお話を伺った結果、Aさんにお金を払ってもらいたい理由が貸金の返還を求めるものであることが分ければ、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（民法587条以下）という法律上の根拠があり得ることが分かり、この請求権が成立するための証拠があるかどうかという検討に移ります。

私が二番目に関心を持つ点は、弁護士領域のもので、私が一番関心を持つている「何がしたいのか。」という生の声（法律相談に求められた目的）は、相談者の方の領域のもので、是非、この生の声を明らかにしていただくと、効果的な法律相談になると思います。

ご相談のご予約は
0501338315563
までお願いします。
（法テラス江差）

弁護士 川口 智博

